

IV 「全世代型社会保障」撤回、応能負担原則を徹底し、社会保障拡充を

1. 消費税を減税し、インボイス制度導入を中止すること。社会保障制度改革推進法は廃止

すること

- (1) 「全世代型社会保障改革」を撤回、社会保障制度改革推進法やプログラム法を廃止し、憲法 25 条に基づき国の責任で社会保障の充実をはかること。その財源は低所得者ほど負担の重い消費税ではなく、大企業や富裕層にこそ応分の負担を求めること。研究開発減税など大企業優遇の特別措置を中小企業向けの措置を除き廃止すること。
- (2) 消費税率を当面 5% に引き下げ、将来的に廃止すること。中小業者や個人事業主などをおびやかす消費税のインボイス制度の実施は中止すること。
- (3) 中小企業を除いて法人税法定税率は、現行 29.74% を 1989 年水準 43.3% に戻し、租税特別措置や連結納税、受取配当益金不算入制度など、大企業優遇税制を廃止し・縮小すること。また、タックスヘイブンを利用した課税回避に対し有効な手段を講じること。
- (4) 所得税については、生計費非課税の原則に立って、基礎控除の大幅な引き上げを行うこと。所得税・住民税の課税最低限度額を引き上げること。
- (5) 株式配当への課税など、金融資産課税の軽減を元に戻し、分離課税ではなく、総合課税とすること。
- (6) 中小企業に負担の重い所得型付加価値基準の導入など外形標準課税を強化しないこと。
- (7) 「社会保障・税番号（マイナンバー）制度法」は、ただちに運用を中止し廃止すること。
- (8) 健康保険証によるマイナンバーカードへの統合は、中止すること。

2. 国民の生存権を保障する生活保護制度を拡充すること

- (1) 生活保護ケースワーカーの外部委託は行わず、公的責任において適正に実施すること。そのために必要な体制を確保するため、生活保護ケースワーカーの担当世帯標準数を 60 対 1 に改善し、実効性に乏しい標準数ではなく法定数に戻すこと。
- (2) 国民の「生存権」を侵害する生活保護改正法は抜本的に見直すこと。当面、法「改正」以前の運用で行うよう現場に徹底すること
- (3) 生活困窮者自立支援法により生活保護の申請権を阻害しないよう徹底するとともに、各事業の国庫補助率を上げ、セーフティネットとして全国で実施されるようにすること。また、申請者に対する申請書交付拒否、プライバシー侵害の一括同意書の徴収など、「面接水際作戦」がなくなるよう必要な助言を行うこと。
- (4) この間の生活保護基準の引き下げを撤回し、住宅扶助基準の引き下げ、冬季加算の削減、老齢加算などの回復・復活をはかり、引き下げられたナショナルミニマムを回復すること。冷暖房機（エアコン）購入の補助、夏季加算の追加をすること。
- (5) 生活保護の申請の際に扶養照会を行わないこと。当面、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」の一部改正（令和 3 年 3 月 30 日付社援保発 0330 第 2 号厚生労働省社会・援護局保護課長）に基づき、要保護者が扶養照会を拒む場合には、意向を尊重し実施しないよう徹底すること。また、要保護者が、事前に承諾し、かつ、明らかに、扶養義務の履行が期待できる場合に限り扶養照会とするよう改正すること。
- (6) 「医療扶助の制限」や「調査・指導権限の強化」として、資産調査の拡大は行わないこと。一律 1 年に 1 回の資産申告を求める実施要領の改正は撤回すること。
- (7) 生活保護制度に対する国の責任を堅持するとともに、生活保護に関する扶助費・人件費等を交付税措置ではなく全額国庫負担とすること。
- (8) 生活保護への有期保護制度の導入や、医療費一部自己負担制度の導入を行わないこと。
- (9) 生活保護申請にあたりリバースモーゲージによる貸付の優先は行わないこと。

- (10) 一定額以下の貯金・財産の保有を認め、自立につながる生活保護制度に改善すること。
- (11) 生活保護法本来の運用を徹底し、漏給をなくすため、「ホームレスに対する生活保護の適用について」(平成15年7月31日付厚生労働省保護課長通知)「雇用状況悪化に対する福祉事務所の相談援助体制について」(2008年12月22日付、東京都)などに基づく運用を行なうよう、国として福祉事務所に対し助言すること。
- (12) 生活保護基準の削減が最低賃金、就学援助、住民税非課税限度額等に影響を及ぼさないよう必要な措置を行うこと。

3. 障害児・障害者福祉施策を拡充し、障害者の暮らしと人権を守ること

- (1) 障害者総合支援法・児童福祉法について、自立支援法違憲訴訟和解の「基本合意文書」や「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」を踏まえたものとなるよう見直すこと。また、制度見直しにあたっては、障害者権利条約に基づき、障害者の生活に不可欠な制度を構築し、必要な財源を確保するという立場で検討を進めること。
- (2) 障害福祉サービスの介護保険制度統合は行わず、介護保険制度優先適用規定を撤廃し、引き続き障害福祉サービスが利用できるよう、制度を構築すること。当面の間、償還払いによる高齢障害者の介護保険制度利用負担軽減は、当事者にも市町村にも煩雑な仕組みを解消し、国保連合会内で処理できるようにするなど抜本的に改めること。
- (3) 自立支援給付費の国庫負担基準を廃止し、市町村の実支出額の4分の3を国・都道府県が負担するしくみとして、必要な財源を確保するよう努力すること。障害福祉関連予算について、少なくともOECDの中間位以上に位置するような分配率となるよう予算を確保するとともに、国民の障害者への理解を高める政策を推進すること。
- (4) 地域生活支援事業の事業予算を大幅に増額すること。また、必須事業である移動支援事業について、自立支援給付の個別給付に位置付けること。
- (5) 障害者の所得保障について、障害基礎年金の増額を含め、抜本的に改善すること。
- (6) 障害児・者を支援する事業所に対する日中活動サービスの報酬を月額化すること。

4. 年金制度の改悪を中止し、国庫負担での最低保障年金を創設すること

- (1) 全額国庫負担による最低保障年金制度を創設することにより、無年金者をなくすこと。低年金者への加算を増やし、若者が将来に希望の持てる年金制度にすること。無年金・低年金者に対しては、当面、基礎年金額の国庫負担分3.3万円を支給すること。また、公的年金の支給開始年齢のさらなる引き上げなどの制度改悪を行わないこと。「高齢者の定義見直し」をせず、国民年金の支払い期間の延長は行わないこと。
- (2) 基礎年金への国庫負担率を引き上げること。「マクロ経済スライド」は廃止し、また、調整率のキャリアオーバーを行わないこと。
- (3) パート、派遣、契約社員など非正規雇用で働く人たちの厚生年金加入にあたっては、可処分所得の減を考慮し賃金・報酬の引き上げを行うよう義務付けること。
- (4) GPIFによる株式運用をやめ、国の責任で給付水準を維持すること。
- (5) 年金機構の個人情報流失問題など年金制度運営への信頼を回復し、公的責任を果たすために、年金機構を直営にもどし、年金業務は国の責任で直接実施する体制をとること。